

議 案 第 76 号

松戸市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員退職手当法等の改正に準じ、退職手当の調整率を引き下げるため。

松戸市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(松戸市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 松戸市職員退職手当支給条例（昭和28年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第2号中「地方独立行政法人法第55条」を「地方独立行政法人法第8条第1項第5号」に改める。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年松戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の松戸市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）」を「松戸市職員退職手当支給条例」に改め、「松戸市職員退職手当支給条例（以下」の次に「この項において」を加え、「公務に」を「通勤による傷病以外の公務に」に、「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に、「新条例第2条の2から第5条の8まで及び新条例」を「松戸市職員退職手当支給条例第2条の2から第5条の8まで及び同条例」に、「附則第6項及び第7項」を「附則第4項及び第5項」に改め、「（以下「新条例等退職手当額」という。）」を削る。

附則第3項中「うち新条例」を「うち松戸市職員退職手当支給条例」に、「より新条例」を「より同条例」に、「が新条例」を「が同条例」に改める。

附則第4項及び第5項を削り、附則第6項中「新条例」を「松戸市職員退職手当支給条例」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第7項中「新条例」を「松戸市職員退職手当支給条例」に改め、同項を附則第5項とする。

附則中第8項を第6項とし、第9項を第7項とし、第10項を第8項とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。